

公益社団法人札幌市母子寡婦福祉連合会介護職員初任者研修（通学）

学 則

（事業所の名称・所在地）

第1条 本研修は、次の事業者が実施する。

名 称 公益社団法人札幌市母子寡婦福祉連合会

所在地 札幌市中央区大通西19丁目 札幌市社会福祉総合センター内

（目的）

第2条 介護に従事しようとする者を対象とした基礎的な養成研修として介護に携わるものが業務を遂行する上で求められる専門的な基本姿勢、基礎的な知識、技術を習得するための研修とすることを目的とする。

（実施課程及び形式）

第3条 前条の目的を達成するために、次の研修事業（以下「研修」という）を実施する。

介護職員初任者研修

（研修事業の名称）

第4条 研修事業の名称は次のとおりとする。

介護職員初任者研修

（年間事業計画）

第5条 研修事業は次のとおり実施する。

研修形態	修業年限	研修期間	定員
昼間（平日）	8か月	6か月	20名

（受講対象者）

第6条 原則として札幌市内在住の母子家庭の母及び父子家庭の父及び寡婦であり介護に従事することを希望する者で、心身ともに健康である者とする。

（研修受講料）

第7条 研修参加費用は次のとおりとする。

テキスト代 5,400円

（使用教材）

第8条 研修に使用する教材は次のとおりとする。

中央法規出版

介護職員初任者研修テキスト2巻セット

（研修カリキュラム）

第9条 研修を修了するために履修しなければならないカリキュラムは別途「研修カリキュラム表」のとおりとする。

(研修実施場所)

第 10 条 前条の研修を行うために使用する講義及び演習会場は、下記のとおりとする。

札幌市中央区大通西 19 丁目 社会福祉総合センター内
札幌市ひとり親家庭支援センター

(担当講師)

第 11 条 研修を担当する講師は別添「担当講師一覧」のとおりとする。

(募集手続き)

第 12 条 受講申し込みは次のとおりとする。

- (1) 開講日の 2 カ月前から募集開始し、申込受付期間は 4 日間とする。
- (2) 広報さっぽろ、自社ホームページで掲載し、札幌市各区の保健センター及び、研修実施場所にて当団体指定の申込用紙に必要事項を記入し申し込む。
- (3) 当団体は、申込内容を確認後、定員以上に達した場合は抽選し、受講決定者に対しては、受講決定通知書をもって通知する。
- (4) 受講者は受講決定通知書到着後指定の期日までに受講料等を所定の金融機関へ振り込む。
- (5) 受講料返還については、当事業所の都合により研修を中止した場合に限り、受講料を返還する。また、研修開始後は理由の如何を問わず、受講料は返還しない。

(科目の免除)

第 13 条 科目の免除は行わない。

(研修修了の認定)

第 14 条

(1) 出欠の確認方法

ア、通学コースの面接指導については、各科目(項目)の開始前に、出席簿により担当講師が確認する。実習時の出欠については、実習日誌の実習指導者欄の記載等により確認する。

イ、やむを得ない理由により、欠席する場合は、所定の欠席届を提出すること。また原則として、遅刻・早退は欠席とみなすので、所定の欠席届を提出すること。

(2) 成績の評定方法

ア、各科目(項目)の講義・演習又は実習については、成績の評定は行わない。

イ、修了評価

全科目の修了時に、受講者の知識・技術等の取得度について修了評価を行う。修了評価は講師による評価と筆記試験により行う。講師による評価は、研修科目「9. ころとからだのしくみと生活支援技術」の中で、介護技術の習得度について評価する。筆記試験は、6割以上の正答率をもって合格とする。但し基準点に達していても、科目により著しく低い(各項目半分以下)科があった場合は不合格とし、補講を行い再評価を行う。

(3) 修了の認定方法

- ア、通学コースの面接指導の研修科目（項目）のすべてに出席しなければならない。なお研修の一部を欠席した場合は、補講を受けなければならない。
- イ、全科目修了時の修了評価に合格しなければならない。
- ウ、受講者の知識・技術等の習得が十分でないと認められた場合は補講を行い再評価する。
- エ、各受講者の出席等の状況（実習、補講、を含む）知識・技術等の習得度（修了評価の結果等）等について、認定会議を開催し研修の修了を認定する。

(4) 修了証明書

- ア、研修修了者に対し、別紙2に定める修了証明書及び修了証明書（携帯用）を交付する。
- イ、研修修了者から紛失、氏名の変更等により再発行に係る所定の申請があった場合は、修了証明書及び修了証明書（携帯用）を再発行する。又第19条の3の規定を準用し本人確認を行う。

(補講の取扱い)

第15条 補講の取扱い

通学コースについて、やむを得ない理由により研修の一部を欠席した場合は項目を単位とし、欠席した項目の担当講師の策定した課題に対し、指示された期日までにレポート提出し、講師による評価を受け補講とする。ただし、欠席した時間数が、当核科目について講義を通信で行う場合に実施できる上限時間を超える場合は、レポート提出ではなく対面指導による補講とする。また、「1.職務の理解」、「10.振り返り」及び、演習・実習を実施した科目（項目）は、レポート提出ではなく対面指導による補講とする。この場合、本会が指定する日に補講として受講することができる。補講における受講料については、1日につき3,000円を受講者の負担とする。

(受講の取消し)

第16条 次の各号一の該当する者は、事業者の判断により当核受講生の受講を取り消すことができる。

- (1) 学習意欲が著しく欠け、修了の見込みがないと認められる者
 - (2) 学習態度が著しく悪くカリキュラムの進行を妨げる者
 - (3) 他の受講者の学習を著しく妨げる者
 - (4) 自力で演習内容を行う事が出来ない者
 - (5) その他、事業者が不適当とみなした者
- 2 受講を取り消しされるに至った者は、その間履修した当核研修については、全て無効とする。

(公表する情報の項目)

第17条 研修機関が公表すべき情報については、当団体ホームページ(www.satsuboren.or.jp)において公表する。

(研修事業執行担当部署)

第18条 研修事業は当事業者のセンター事業で行う。

(その他留意事項)

第19条 研修事業の実施に当たり、以下のとおり必要な措置を講じることとする。

- (1) 事業実施により知り得た受講者等の個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しない。
- (2) 受講者等が実習等で知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用することのないよう受講者の指導を行う。
- (3) 本人確認として、研修初日に、戸籍謄本、戸籍抄本、住民票、運転免許証等の公的証明書の指示により研修受講者が本人であることを確認しその写しを保存する。
- (4) 修業年限の延長は受講者が病気、事故又は災害等、やむを得ない事情により、所定の修業年限以内に研修を修了することが困難と認められた場合は、1年6カ月までの範囲内で延長することが出来る。
ただし、受講者から所定の申請があった場合に限る。

(附則)

この学則は平成25年6月7日から施行する。

この学則は平成28年6月27日から施行する。